柳川市立大和中学校 令和5年度 いじめ防止基本方針

本校は、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、「国及び福岡県のいじめ防止等のための基本方針」を斟酌し、本校におけるいじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため、ここに基本方針を定める。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該 児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 〈インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児 童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法第2条)

たとえば、次のようなことが考えられる。

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- ・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされる。
- ・パソコンや携帯電話等で本人の許可なく個人情報等を乗せられたり、悪口を書かれたりする。

いじめの中には犯罪行為として取り扱われるべきものがある。教育的な配慮や被害者の意向を考慮した上で、早期に警察等に相談し、通報し、関係機関等との連携をとることもある。

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

全ての子供は、かけがえのない存在である。未来の社会から授かっている宝である。その子供が健やかに成長していくことは、いつの時代においても大人の願いである。

子供は、人と人との関わり合いの中で自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見し、認め、自己改善に努める。そこで、互いの存在を認め合い、互いの特性を伸ばし、秩序ある安定した生活、存在欲求、承認欲求が満たされる安心した生活ができる場があれば、温かい人間関係の中で、子供は自己実現を目指してのびのびと生活できる。

しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排斥、排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子供にとって居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子供にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来、未来に向けた希望を失わせる。そういう認識にたって、私たちは教育活動に当たる。

いじめを防止するための基本となる方向性は次の通りとする。

- ① いじめはどの集団、どの学校にも起こる可能性があり、どの子もいじめる側に立ったりいじめられる側になったりする可能性がある。
- ② いじめは、最も身近で深刻な人権侵害の案件である。
- ③ いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とするのではなく、学校全体で真剣に取り組むべき問題との認識にたち、意図的、計画的できめ細かな指導を行う必要がある。
- ④ いじめられた子供がいた場合は、全ての教職員で守り、その子の将来、未来の生活 の展望が明るくなるように、手厚く指導する。

(4) いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止・いじめの早期発見及び早期対応、いじめに対する措置を組織的に行い、 それを実効あるものにするために、下記構成員からなる常設の「いじめ防止等対策委員 会」を置く。

校長、教頭、主幹教諭(教務担当)、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、各 学年生徒指導担当、スクールカウンセラー

- ※ 個々の事案によっては、関係学年の各学級担任や部活動顧問もこの委員会の 構成員となる。
- 2 いじめの防止等に関する指導の重点

(1) いじめの防止に関する指導の在り方の原則

- ◆ 生徒を見つめ、見つけ、見守る生徒指導を行う。
- いじめは、人の命を脅かすほどの許しがたい行為である。しかし、それは大人の目に付きにくい時間や場所で行われ、また、判断しにくい形で行われる。だからこそ、見ようとする意識をもたないと見えない。このような認識をもって、日々の子供との触れ合いを大事にして、学校での教育活動を展開する。
- ひとまず受容、という態度でことに臨む。子供にとって、自分の存在価値を認められ、自分の生きがいを感じるようにすることが大切である。子供にとって、安定した学校生活、それは秩序のある学校生活を私どもが提供することが大切である。
- いじめによる心理的な影響や物理的な影響は、子供の言動(表情も行動傾向も含む)ににじみ出るものである。だから、子供の言動として、欠席や遅刻、早退の状況に関心をよせたり、一人ぼっちになっていないかどうかをアンケート等の多様な調査で把握したり、日常の言動を観察したりして、常にアンテナを高くして子供の情報を得る努力をする。

- 人をさげすむ気持ち、人より優位に立ちたい気持ちは誰にでも起こりうる感情である。したがって、これらの感情に子供自らが気付き、統制することができるような自らを律するたくましい精神を養うことに努める。
- 仲間と共に生き、仲間のために生きることが、自分を大切にすることにつながる、そ ういうことに気付き、認識できるように、特別活動における好ましい人間関係づくり に力を注ぎ、協力し、人とかかわり、困難を克服した喜びを味わう活動を提供する。
- 他者の役に立っている、他者から認められているとき感情をもつことができるような機会を準備する。たとえば、掃除や給食、日直などの当番活動の様子を観察し、適切なタイミングで認め、ほめる。

(2) いじめを予防する基礎基本

- ① 教室の中に上下関係を作らない学級づくりをする。
 - 教師が、人間尊重の権利についての高い意識をもち、自他尊重の精神をもつ。
 - 教師が、いじめの問題の重大性を認識し、危機意識をもって取り組む。
 - 教師の対応いかんいよっては、さらに子供たちを傷つけてしまうことを理解して おく。
- ② いじめのメカニズムを知る。
 - いじめの騒動が発生する原因(「生徒指導提要」による)は次のようなことが考えられる。
 - ・心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとうする)
 - ・集団内の異質な者への嫌悪感情(凝集性が高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる)
 - ・ねたみや嫉妬感情
 - 遊び感覚やふざけ意識
 - ・いじめの被害者となることへの回避感情 など
 - いじめは加害者、被害者、傍観者がいる構造がある。いじめの構造をこわすことがいじめ事象をなくすことである。そのためには、いじめ事象に対して心を砕いている仲裁者もいることを忘れてはならない。正義が貫かれ、正義がまかり通る、そういう学級集団、学年集団、学校全体の生徒集団を育成することが大切である。

③ 子供を知る

- 子供には承認欲求がある。自分の存在を確認したい、集団の中で認められたいという欲求がある。その欲求が満たされないと、子供たちは様々な好ましくない言動を取る。他者より優位に立ちたい、他者に影響を与える存在であることを確認したいという欲求がゆがんだ形で表れるのがいじめである。他者が困った姿を見せることで、他者より優位に立ちたいという欲求が満足させられるからである。
- 近年の子供たちは失敗を恐れる風潮、失敗を許されない環境の中で育っている。 子供が泣くことに耐えられない保護者、思い通りにならないと罵倒し痛めつけてしまう保護者など、現代の子供たちは、多すぎるストレスにさらされている。

- 日本の子供たちは、自尊感情が低いというデータがある。(日本青少年研究所2009年調査による)自分を大切に思えない人は、他者の存在を大切に思えない。「自分には能力がある」「他者は大切な存在である」と思えるとき、「自分以外皆師」であり「仲間」であることを認めていく。
- ④ 子供一人一人と集団の状態を現実に即して正しく知る。
 - 一人一人の子供をよく観察する。日常の生活習慣として子供ができているところ、係や当番の活動に対する行いとしてよいと認められるところ、他者との関係で、よいと認められるところ、家庭生活の中で、社会性を身に付ける点でよいと認められるところなどを記録する。
 - 集団としての活動をよく観察する。リーダー的な言動をする子、素直に聞いてすぐに行動する子、おとなしいが誠実に仕事をする子、あの子がすれば私もするという態度をもつ子などを記録する。
 - 定期的なアンケート調査による実態把握をする。ひとりぼっちでいる子の調査、 学級の雰囲気と自己肯定感を把握する調査をする。
- ⑤ 授業作りとしての基本を知る。
 - 学校生活のほとんどは授業である。従って、授業の中で一人一人の子供の気持ちが尊重され、学ぶ喜びや達成感が味わえる授業を展開することが重要である。そのためには、つぎのような態度で授業に臨む。
 - ・どの子の発言も、その子の精一杯の自己表現である。だから、どの子の発言も 平等に取り上げ、取り扱う。
 - ・結果よりも過程での努力を認める。
 - ・失敗、間違いが許される。むしろ失敗、間違いが取り上げられ、それにより学 びが深くなる経験を提供する。
 - ・授業の中で、生き方や望ましい人間関係の在り方などについて学べるように、 子供同士の関係を作っていく。
 - わかっていく、できていく喜びを集団で作ったり、分かち合って言ったりする授業づくりに努める。
 - ・基礎的、基本的な知識・技能の定着とともに、自分で考え、自分で調べて、自分で答を導いて、それを仲間に報告したり、説明したり、時に論じたりする授業を体験できるように教師は準備する。
- ⑥ 教師の言動が大きな影響を与えることを知る。
 - いじめ予防に関することを折りに触れて子供たちに伝える。
 - ・私たちの学校では、いじめは卑怯なこととして許さない。
 - ・私たちの学校では、いじめの被害者は徹底的に守られる。
 - ・私たちの学校では、どの先生に相談してもよい。
 - 私たちのヒドゥン・カリキュラムを知る。

ヒドゥン・カリキュラムとは、〈潜在的教育効果〉のことである。直接的な発問 や指示以外でも様々なメッセージを教師は発している。意図的であろうと無意図的 であろうが、それが、プラスに働く時もあれば、マイナスに働く時もある。その中でも、マイナスに働くヒドゥン・カリキュラムがある。それに留意したい。

- ・問われたことに対して、教師が期待する答を発言した子供には、笑顔で賞賛 し、期待に添わない答を発言した子供には、ちょっとがっかりした表情で対応 する。このことによって、上下関係を築いてしまう可能性がある。
- ・忘れ物が多い子に「またおまえか」という気持ち、目で見てしまう。これでは 自尊感情は育たない。
- できれば、プラスに働くヒドゥン・カリキュラムを意識したい。
 - ・機嫌よく、できれば、上機嫌で過ごす。
 - 爽やかな声を意識する。
 - ・怒鳴らず、落ち着いた声で話す。
 - ・教室をきれいにする、きれいに保つ。
 - ・ロッカー、下足箱を整理整頓する。
 - ・空気を入れ換える。
 - ・子供の失敗をフォローする。
 - ・掲示物には子供の悪いことを書かない。 など

(7) 人間関係を察知するアンテナの感度を上げる。

どの子もいじめる側になり、いじめられる側になるという認識に立ち、子供の日常に目を配り、聞き耳のアンテナを高くして、子供の中で過ごす。

「ほんのちょっとの行為」を見逃さない、聞き逃さない態度で過ごす。

- ・教室で机を付けるとき、ほんのちょっと隙間を作る。
- ・全校集会の時、ある子の周りの空間がほんのちょっと広い。
- ・授業中、ある子が発言しても周囲の反応がない、あるいは冷ややかな対応をする。
- ・給食の配膳の時、ある子が盛りつけた食品を食べない。
- ・掲示されている作品や写真にいたずらがある。
- ・ある子供の靴や文房具などの持ち物が頻繁になくなる。
- ・衣服の汚れ、ほつれが目立つ。
- ・保健室への来室が頻繁になる。

このような時には、何かあるなと心に留めて、慎重に観察する。

(2) いじめの早期発見に関する基礎基本

① 子供の情報交換を頻繁に行う。

担任が知らない間にいじめが起きていることが多い。また、担任が見えない空間や時間もたくさんある。従って、職員間の情報交換を小刻みに行う。

- ・朝の打ち合わせの時間
- ・授業と授業の間の時間
- ・ 放課後の時間

これらの時間に具体的なことがらを伝え合う。例えば、次のようなことを。

- ・「○○さんが、丁寧に玄関掃除をしていた。しかし、他の子が協力的でないの が気になった。」
- 「□年の○○さんは、時々一人でトイレの前にいます。」

② 定期的にアンケートを実施する。

アンケートの質問項目を読むこと、それに答えること自体がいじめはしない、させない、許さない、見逃さないということを伝えることになる。従って、ひと月に一回はアンケートをする。

アンケート項目は、いじめ発見の問診票となるように、具体的な方がよい。

- ・毎朝、あなたが気持ちよく起きることができますか。
- ・毎朝、あなたは学校に来るのが楽しみですか。
- ・この頃、あなたは忘れ物が多くなったと思いますか。
- ・学校で、あなたの靴や鉛筆、消しゴムなど、物がなくなることはありますか。
- 休み時間、あなたはだれとよく過ごしますか。
- おなかが痛くなったり、頭が痛くなったりすることがありますか。
- ・悪口やあだ名を言われてからかわれることはありますか。
- ・何もしていないのに、誰かに叩かれたり、蹴られたりすることはありますか。
- 教科書やノートなどに落書きされることはありますか。
- いやだなと思うことがあなたの周りでおこっていますか。
- ・毎晩気持ちよく眠れていますか。

③ 教師も定期的な実態調査をする。

○ 一人一人の子供の状態をチェックする。例えば、次のようなことに対して、思い 当たる子がいれば、名前を書く。

- ・休み時間、一人でいることが多い。
- 欠席が多い。
- 遅刻が多い。
- ・保健室によく行く。
- ・職員室によく来る。
- 表情が暗い。
- ・名前を呼び捨てにされている。
- ・給食の後片付け、掃除の後片付けをいつもさせられている(している)。
- ・何か失敗したときに、大げさに冷やかされる。
- ・周りの子から注意されるとき、特にきつく言われる。
- 係を決めるときに、ひとりぼっちになってしまう。
- 学級、教室の状態もチェックする。
 - ・男女の仲がよくない。
 - チャイム席が守られていない。
 - 教室が乱れている。汚い。

- 集合に時間がかかる。
- ひそひそ話をしている場面をよく見る。
- ・目つきの厳しい子供が複数でよく話している。
- 教師の自身の言動もチェックする。
 - ・毎日、全員の子供にひと声、かけている。
 - 授業などは、チャイムで始まり、チャイムで終わる。
 - ・子供の名前を敬称を付けて呼んでいる。
 - ・子供と一緒に掃除をしている。
 - ・教室での出来事を同学年の先生に話している。
 - ・指導に来てくださっている教科の先生と学級のことについて話している。
 - ・学級の進歩、成長を見つけようとしている。見つけた良さは伝えている。
 - ・特定の子供ばかりではなく、どの子にも良さを伝えている。悪いことは悪いと 叱っている。
- (4) いじめの問題に関する早期対応の基礎基本

① 生徒指導の基本方針を確認する

生徒指導委員会の中で、次のようなことを確認する。

- 1 生徒指導の基本方針
- ① 子供なのだから、「問題行動が起こるのは、当たり前」であり、「指導したことは すぐにはできなくて当り前」という心構えを持つ。
- ② 生徒指導は組織で行うべきものである。決して一人では行えることではない。
- ③ 教師や学校の問題が起こった場合、学年主任、生徒指導主事、管理職に報告を必ず行う。
- 2 生徒指導の重点
- ① 「罪を憎んで人を憎まず」の精神を持つ。心の在り方ではなく、行為を叱ること。
- ② チームであることを意識する。いかなる小さなことでも学年全員に報告すること。

(3))学級、	学年運営で、	教師やTPOによってルー	ルを変えない。	

- ④ いじめ事象においては、全体活動より、被害生徒・加害生徒への指導を優先する。
- ⑤ 生徒の力を引き出し、生徒相互の関係を強くするような提案を前の月の学年会議 で提案する。
- 3 生徒指導の基本姿勢
- ① 生徒の可能性を信頼し、人間としての畏敬の念を持とう。

生徒は、将来どのような人になるか分からない。いつ、どこで、どのような人に出合い、どのように芽を吹き花を咲かせるか分からない。だから、生徒たちに畏敬の念を持って接することが肝要である。

② 人として対等に触れ合おう。

教師は人生の先達として生徒を教え導くが、決して生徒を見下してはいけない。見限ってはいけない。生徒だからといって使役できるわけはない。教師も生徒も自己がよりよい方向へ変容することを念じてやまない存在である。そう認識するとき、互いに信頼が生まれる。

③ 人間は誰からに自分を聞いてもらいたいものだと認識しよう。

人は一人では生きていけない。社会的な動物なのである。所属の集団に何らかの形で自分を表現し、その存在を認めてもらいたい。この基本的な欲求が充足されることで、情緒的に安定する。生徒は「うまく言えないが、自分の気持ちを聞いてほしい」と思っている。どの子も思っている。そう認識して、聞く耳をもち、聞き耳アンテナを高く、鋭くしていこう。

4 具体的な留意事項

- ① 生徒の表情に敏感になろう。自らの表情に責任をもとう。
- ② 生徒の言うことを頷いて聞こう。
- ③ 生徒の言葉の背景にある感情を聞こう。
- ④ 生徒の考えや気持ちの核心になっていることをとらえよう。
- ⑤ 理詰めでせまるとき、感情も大切にしよう。
- ⑥ 率直であろう。誤解したり、感情的に怒ったりしたら、率直に謝ろう。
- ⑦ 生徒の自尊心を大切にしよう。
- ⑧ ベストを尽くして、待とう。待つことは人間信頼であることを確信しよう。
- 5 日々の実践事項
- 動師は見られる存在である。生徒に感化・影響を与える存在である。このことを 常に自覚し、研究と修養に励もう。
- ② 生徒に多く接し、ふれあいの喜びを味わおう。手を離しても目を離さない教師に なろう。
- ③ 十分に準備し、用意した授業をしよう。授業計画を練るときに、いつも生徒個々の反応を想定し、生徒の表情を頭に浮かべ、いい雰囲気の授業をイメージしながら計画していこう。

- ④ 互いに気持ちいい挨拶をしよう。挨拶はよい関係づくりの入口である。
- ⑤ 互いに話し言葉のけじめをつけよう。話し言葉は行動の仕方につながる。言葉の 節度を守り、分かるように話そう。
- ⑥ 生徒の言動を悪く想像するのはやめよう。
- ⑦ 整理・整頓に留意し実践しよう。身だしなみに品位を持とう。
- ⑧ 生徒と共に働き、みんなで学校を美しくしよう。生徒よりも進んで汚いところを見付け、美しくしよう。
 - ⑨ 筆まめになろう。生徒に関して気になったこと、褒めたいことなどをしたため、 一日を振り返ろう。授業の記録、生徒に発した言葉を書き留め、自分を見つめよう。

自己理解こそが生徒指導の核心であることを忘れずにおこう。

② 問題が表面化したときの対応を決めておく。

いじめの事案だけではなく、問題行動に対しても同様の原則をもつ。

大原則:「事実を確認してから指導に当たる」

① 全体像が分かるまで指導に入らない。

全体像を把握するとは、一方的に悪者にしないということである。また、教師の 思い込みを持たない、教師の感情をあらわにしない、ということでもある。

- ② 関係生徒をそれぞれ別室で、担当者も分けて確認する。 事実確認の場合は、生徒と教師が一対一で行う。そのために、学年集団のチーム 力が必要である。誰が誰の話を聞くか、即座に、決めて、取りかかる。
- ③ 事実だけを確認する。当該生徒の解釈を聞かない。

事実確認では、自己保身のために嘘をつく場合がある。その嘘を絶対に許さない。 だから、次のような事を伝えて、事実を聞き出す。

- ・嘘をつくことによって、事実確認が長引くこと。
- ・他の生徒たちも嘘をついているのではないかと問い正すことを生じさせること。
 - ・今後同じことが起きた場合、誰からも信用されなくなること。

解釈とは、例えば「僕が何もしないのに、いきなりAが殴ってきたので、殴り返した」という発言である。これをやめさせるのが大切である。例えば、「A君はなんと言って殴ってきたの?」「何発殴ったの?」というように起こったことを確かめるのである。

- ④ 時間、場所、人物、いった言葉、取った行動を細かに記録する。 いつ、何時頃、誰が、どこで、どのようなことを言って、どのようなことをした か、それぞれを当該生徒から聞き出すと共に、目の前で記録する。
- ⑤ 合致しない箇所を徹底して確かめる。

それぞれの生徒から聞き取ったことを細かな違いを蔑ろにせず、徹底的に詰めて確認する。それは、誰かが嘘をつくことによって得をしたというようなことがあってはいけないからである。また、記憶の曖昧さを正すためでもある。

⑥ 関係生徒の証言した事実に矛盾がなくなったら、関係者全員に全体像を確認する。

関係した生徒の事実が合致したら、そのことを生徒に確認する。例えば「三人の証言を合わせると、次のようなことがあったと先生方はとらえています。これから読み上げますので、よく聞いてください。もしも事実と違っていたら、後で聞きますので、黙った聞いてください」と言って文章を読み上げる。

- ⑦ 関係生徒と指導に関わった教師全員で「全体像」を共有されたら、指導に入る。一人一人について何が悪かったのか、どうすればよかったのかについて諭し、聞かせる。
- ⑧ 生徒たちが納得したら、管理職へ報告すると共に、今後の保護者対応の方針を決定する。生徒指導委員会での次のようなことを行う。
 - ・担任による最終的な説諭の状況報告
 - ・ 管理職の意向の報告

- ・関係性との納得の度合いの検討
- ・保護者への連絡の必要性の検討
- ・保護者の来校或いは家庭訪問の必要性の検討
- ・保護者を交えての謝罪の場の必要性の検討
- ・公共物破損、怪我などが絡んでいる場合は弁償や治療費等の必要性の検討

③ いじめの事実がはっきりした場合の措置を決まる。

大切なことはスピードと連絡、確認である。例えば、保護者から訴えがあった場合、次のようなことを行うように決めておく。

- ① 担任は、生徒指導担当者と管理職に訴えの内容を告げる。
- ② 担任は、直ぐに当該生徒に話を聞く。いじめているという名前が挙がった生徒に も、学年教師が手分けして事実を確認する。
- ③ その後は、問題行動発生(前ページ掲載)のときと同じようにする。
- ④ 全体像が分かったら、生徒指導委員会、いじめ対策委員会等を開き方針を決める。
- ⑤ その日の内に、家庭に連絡し、家庭訪問する。
- ⑥ いじめた生徒・いじめられた生徒双方の保護者に連絡し、状況を説明する。場合に よっては、来校していただく場合もある。
- ⑦ いじめた生徒に強い謝意があり、いじめられた生徒もそれを受け入れる場合は、謝 罪の場面を設定する。
- ⑧ 状況によっては、<u>5日間は、家庭への連絡をする</u>。改善されているかどうかを聞く こととともに、学校での本人の様子、学校の対応などを報告する。
- ⑨ 「いじめが解決されたかどうか」の最終判断を誰がするかを決めておく。生徒指導委員会、いじめ対策委員会等で確認し、最終判断は校長が行う。
- ⑩ いじめの内容が悪質である場合、いじめた生徒への長期にわたる面談を通じて、いじめは絶対にいけないことを説諭する。また、いじめられた生徒に対して、万全を期して守り抜く体制を取る。

(5) 重大事態への対処

- 重大事態とは次の場合を言う。
 - ・いじめにより、生徒の生命や心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。 (自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合など)
 - ・いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると き。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合))
- ② 重大事態が生じた場合、質問票の使用、その他の適切な方法により、事実関係を明らかにする調査を速やかに行う。さらに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を提供しるとともに、市教育委員会に報告し、適切な対応について

協議し、事態の速やかな対処を行う。また、その後の指導も適宜保護者や市教育委員会に報告する。

- ③ 重大事態は、事実関係が確定した段階で対応するのではなく、疑いが生じた段階で調査を開始する。
- ④ 調査を開始する前には、被害者及びその保護者に対して説明を丁寧に行う。説明事項は「調査の目的・目標」「調査の主体」「調査時期・期間」「調査事項」「調査対象」

「調査方法」「調査結果の提供」である。

⑤ 調査結果の説明においては、公表の仕方及び公表内容を被害生徒及び保護者と確認する。また、加害生徒及び保護者に対してもいじめの事実関係について説明する。 その際、プライバシー保護に十分留意する。

3 いじめ防止・早期発見に関する具体的な取組

(1) いじめの予防として教師が行うこと

- ① いじめを発生させない指導の在り方の研修を行う。
 - ・月一回の校内研究会、週一回の研究推進委員会を開催し、その都度、子供に基礎的・基本的な知識・技能の習得等ができるような授業づくりを検討する。・また、授業研究会を行い、授業づくりの在り方を授業を通して検証する。
 - ・年に3回、授業交流週間、月間を設けて、互いの授業を参観し、子供の様子や教師の言動などを見て、学ぶ機会を設ける。
 - ・いじめの予防として知っておくべきこと、共通して行うことなどを月一回の校内研究会や職員会議、または、週一回の生徒指導委員会で確認し、研修事項として皆で読み合ったり、協議したりする。
- ② 学校内での生徒の様子や授業の内容等を小刻みに提供する。
 - ・学校だより、学年・学級だよりを定期的に発行する。
 - ・授業参観を各学期に一回設定する。また、年2回の授業研究日にも公開する。
 - ・各学期に一回、保護者との面談(家庭訪問、学級PTA委員会等)を行い、子ども や学校に関する情報等を聞く機会を設ける。
- ③ 道徳の時間を要とした道徳教育の重視する。
 - ・生命尊重、思いやり、感謝の心を育てる内容項目を重視した年間指導計画を立案 し、週に1回の道徳の時間は必ず実施する。
 - ・各教科の時間での指導においても、命の大切さ、人間の生き方などについて考えたり、感じたりする場を意図的、計画的に準備する。
 - ・月に一回の全校集会では、命の大切さ、人間としての生き方、偉人の生き方などを 主題として取り上げた校長講話を位置づける。
- (2) いじめの早期発見・早期対応として教師が行うこと

- ① 常に校舎内外に目を向け、聞き耳を立て、日々の子供の言動に気を配る。
 - ・授業が連続して行われる場合、教科担任は、できるだけ教室にいて、子供の様子を見る。
 - ・授業中は、机間巡視を頻繁に行い、子供の学習の状況を見て、異常等を確かめる。もちろん、集中と緊張のある授業を展開する。
 - ・子供が毎日日記を書き、それを担当教師が見て、コメントを書く。
 - ・授業で使ったノートや学習プリントを定期的に点検し、コメントを書く。
 - ・授業者は、学習プリント等が散乱していないか、黒板が汚くないか、など、教室環境を整備することを指導する。
 - ・毎時間の授業の時刻を守り、号令などの挨拶を丁寧に、その意味を含めて指導し、 姿勢を正しくして授業に臨むことを指導する。
 - ・ほんのちょっとでも気になる言動があったら、見逃さず、お説教ではなく、学級の 全員を味方に付けて、その子への批判をたたみかけるようにする。
 - ・一人ぼっちの子がいないか、おどおどしている子はいないか、等に気をつけて、休 み時間、昼休みを過ごす。
- ② いじめに関する調査を定期的に実施する。
 - ・一人一人の実態、学級の実態を月に一回調査する。その結果は、常に学年、学校全体で共有する。
 - ・生徒指導委員会、教育相談委員会で、言動として気になる子供、家庭環境等から見て気をつけておくべき子供などをリストアップし、その子の変容等を記録 する。さらに、対応すべきことを決めて、対応する。
 - ・各学期一回、教育相談週間を位置づけて、子供の心の状態を把握し、対応すべきことがあれば、即対応する。
 - ・子供たちが相談できる体制作りとして、相談ポストをおいたり、保健室だよりを発行したり、スクールカウンセラーとの相談を働きかけたりする。
- ③ 相談・通報を受けた場合は、即時対応する。
 - ・「いじめ防止等対策委員会」において、事実の確認、指導の方針等を確認、決定 し、その日のうちに対応する。
 - ・重大事態の場合も含め、市教育委員会への連絡を即時する。その後、詳細な事故報告を作成する。
- (3) いじめの予防・早期発見のために子供が行うこと
 - ① 家庭での復習を継続して行う。
 - ・学校で勉強したことをその日のうちに復習する。
 - ・読書をするために、図書館の本等を常に読む。特に、偉人伝を読むような環境を作る。
 - ② 生徒会活動での取組

- ・毎月一週間の校門での挨拶運動を展開する。
- ・毎月一回の生徒集会では、生徒会としてのいじめ予防を訴えるよう指導する。
- ・各専門委員会活動として、子供同士の人間関係が良好になるような活動を計画する ように指導する。

③ 部活動での取組

- ・定期的に部長会を開き、部内での人間関係について、報告する機会を設ける。
- ・顧問と共に、部活動での目標、練習等におけるルールやマナーを常に意識し、行動 できるように、部員相互で働きかけるように指導する。

(4) いじめの予防・早期発見のために家庭・地域にお願いすること

- ① 学校生活での出来事などで気になったことはすぐに連絡をしていただく。
- ・怪我、衣服の乱れ、表情、常とは異なる言動など、気になったことについては、学校に 電話していただくよう、PTA総会やPTA学年委員会などでお願いする。
 - ・家庭訪問や学級懇談会、三者面談等で家庭での生徒の様子をうかがう。
- ② 地域住民として気がかりなことはすぐに連絡をしていただく。
 - ・学校運営協議会等でいじめ防止のことを話題にする。